

住職を辞任するには

住職は、後任住職を決めなければ、辞任できません。後任住職の相談については、後継者相談制度を設けておりますので、「寺院後継者相談とは」をご確認ください。

「教師・助教師・宗徒・寺族が死亡したときには」をご参照ください。

後任住職が決まり、住職を辞任する場合は、後任住職の住職認証申請書と共に住職辞任認証申請書を提出してください。

なお、住職を辞任（兼務住職辞任は除く）する場合は、住職在任期間に応じて退任慰労金が本人に給付されます。

注意事項

- (1) 死亡による退任交代の場合、申請書を提出する必要はありません。
(死亡届の提出が必要です)
- (2) 辞任する場合の申請者は辞任する本人（現住職）になります。その際、住職登録印を押印し提出してください。
- (3) 住職辞任認証申請書だけでは、提出することはできません。必ず住職認証申請書と同時に提出してください。
- (4) 正住職辞任の場合、申請書に住職退任慰労金の送金指定口座を正しく記載してください。

添付書類

特別な事由がない限り必要ありません。

冥加料

不要

お問い合わせ

総務部 〒605-0062 京都市東山区林下町400-8

TEL 075-525-0479 FAX 075-531-5105